
○議長（近藤八郎君） 本日は休会日となっておりますが、令和2年度予算審査特別委員会の審議が終了したことから、特に会議を開くものです。

ただいまから、休会を解き、本会議を再開いたします。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

○議長（近藤八郎君） 日程第1 議案第1号「下川町都市公園条例」、日程第2 議案第2号「下川町快適住環境促進条例」、日程第3 議案第4号「下川町林業振興基本条例の一部を改正する条例」及び日程第4 議案第5号「下川町中小企業振興基本条例の一部を改正する条例」を一括議題といたします。

本案については、総務産業常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。

大西 功 総務産業常任委員長。

○総務産業常任委員長（大西 功君） 議案第1号 下川町都市公園条例について、委員会における審査の経過と結果について報告します。

「マスタープランとの整合性が図られている。」「廃止する公園の今後の活用は、現在、雪捨て場などに使用している現状から、何かを建設するなどの計画はない。」「公園の新規追加、廃止などの際には条例を一部改正することになる。」「公告した都市公園は地方交付税交付金の算定の対象になる。」など、担当課長などから説明がありました。

以上、当委員会の審査の結果、本条例は原案どおり可決すべきものと決したところであります。

次に、議案第2号 下川町快適住環境促進条例について、委員会における審査の経過と結果について報告します。

「補助率は下げているが、快適住まいづくりは促進していきたい。全体事業をゼロベースで見直して制度を残すべきだとの結論に至った。」「当初予算は1,500万円で、原則補正はしない。国事業の継続の有無により変更する事はあり得る。」「採択については申し込み順を想定している。建設業者が枠取りしていることはない。」「申請の予約も受け付けてはいない。一人が複数の事業を申請することは可能である。」「町外業者により新築されることが散見される。議論過程では建築業の町内外を問わずに対象とする考えもあるが、地域振興を考えて町内建築業者のみの対象とした。」「新規条例にするなら、定住・林産業・建築業のいずれかに特化してもよかったのではないか。」など、担当課長からの説明と委員からの意見がありました。

また、「業者に頼らず自分で施工する町民にも支援策を講じていけないか、今後検討すべきである。改修等を希望する町民に対し不公平にならないよう制度の周知を徹底すべきである。定住促進を充実させるよう今後は取り組んでいただきたい。」などの意見もありました。

以上、当委員会の審査の結果、本条例は原案どおり可決すべきものと決したところであります。

次に、議案第4号 下川町林業振興基本条例の一部を改正する条例について、委員会における審査の経過と結果について報告します。

「当初予算は3,000万円で、原則補正はしない。緊急措置の必要性が生じた場合は検討したい。4月1日から補助金申請を受け付けていきたいと考えている。」「本条例は中小企業を支援対象と想定しているため、いわゆる大企業や大企業からの資本出資がある企業は対象としていない。」「国・道等の事業残補助は採択段階で別途補正予算を検討していきたい。」「手形による支払いは補助対象支払額としない。」等、担当課長などから説明がありました。

また、委員から次の意見がありました。

「補助金の適正化を鑑みて事業成果効果を確認する必要がある。」「事業採択後の補正予算は原則認められない。」「補助対象の範囲を整理の上実績を示して、補助制度の利用をアピールすべきである。」「NPOなど、新しい形態の林業、林産関係事業者への支援を考えるべきである。」「補助申請の解釈が明確かつ慎重にできるよう事業内容を整理していくべきである。」「財政が厳しいなら、我慢する部分も示すべきである。」「目的に合った効果が発現されているか検証・公表をすること。」

以上、当委員会の審査の結果、本条例は原案どおり可決すべきものと決したところであり、あります。

次に、議案第5号 下川町中小企業振興基本条例の一部を改正する条例について、委員会における審査の経過と結果について報告します。

「時限は設けないが、4年を目途に見直しする旨を条例に規定している。」「ほかの条例は時限措置としているが、本条例と比較してどのように考えるか。」「事業承継について、町民の中には疑問を呈する声がある。アンケートによると多くの方が事業承継支援を必要と回答されていた。承継しやすいよう補助内容を拡充した。」「今までの補助事業について事業効果があるかどうかについて検証すべきである。」「補助率引き下げや限度額引き下げ、この政策は行財政改革プランに基づくものである。」「融資の利率は1%台で1%未満を補給している。」「新分野進出は産業分類の大分類へ進出するものが該当する。」「いわゆる大企業及び出資を大企業から受けている企業の対象について整理すべきである。」「商工会がこの条例の意図をよく理解して会員に説明できるように理解の共有化を図るべきである。」

「同じ機械の購入でも同じアタッチメントの交換で新規事業だけでなく使用できることがあるので、詳細に補助対象について整理していただきたい。」「空き店舗の解消を図ろうとしているので現状から二分の一に減額しているが、行政改革プランに基づき減額している。」

「当初予算1,600万円で原則補正しない。」「新分野進出等の補助の基準・運用・解釈については明確化を図ること。」「制度を知らないから申請実績が無いことが考えられる。商工会などが中核となって中小企業者等に制度の周知を図ること。」「新たな事業展開を支援できるような柔軟な取組が必要である。」「目的に合った効果が発現されているか検証・公表すること。」など、担当課長等からの説明と委員から意見がありました。

当委員会の審査の結果、本条例は原案どおり可決すべきものと決したところであり、あります。

以上、4件の条例をまとめて報告させていただきました。議員各位の御協賛をお願い申し上げます。審議の経過と結果についての報告とします。

○議長（近藤八郎君） ただいま、委員長から報告がありました。これから一括して質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤八郎君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第1号、第2号、第4号及び第5号について、討論を省略し、採決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤八郎君） 異議なしと認めます。

それでは、最初に議案第1号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（近藤八郎君） 起立多数です。

したがって、議案第1号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

議案第2号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（近藤八郎君） 起立多数です。

したがって、議案第2号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第4号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

議案第4号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（近藤八郎君） 起立多数です。

したがって、議案第4号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第5号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

議案第5号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長（近藤八郎君） 起立多数です。

したがって、議案第5号は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（近藤八郎君） 日程第5 議案第14号「令和2年度下川町一般会計予算」を議題といたします。

本案については、予算審査特別委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。

蓑谷春之 予算審査特別委員長。

○予算審査特別委員長（蓑谷春之君） 今定例会において当委員会に付託を受けました、議案第14号 令和2年度下川町一般会計予算について、委員会における審査経過と結果について報告します。

この予算の審査に当たって、冒頭、副町長から予算編成方針並びに新年度予算の概要について、それぞれ説明が行われました。

本年度の予算編成は、国の地方財政計画、町の予算編成方針、第6期総合計画の財政運営基準である「基礎的財政収支」の黒字化、「2030年におけるありたい姿の実現」を目指し、「義務的経費を除く、管理可能な全ての予算を対象に5%の削減目標」、「第6期総合計画の着実な推進」、「効率的で効果的な行財政運営の推進」などを基本として、産業の振興、町民生活の安全・安心の確保、町民福祉の向上、人口減少対策、雇用の場の創出など、持続可能な財政運営と地域社会の創造、地域の諸課題の解決に向けた予算編成となっています。

歳入・歳出額はともに50億6,600万円（対前年度当初予算比で3億9,500万円、8.5%増）を計上しています。前年度は骨格予算の編成でしたので、政策予算を計上した6月補正予算との比較では3,292万円、0.6%減です。歳出の義務的経費は19億8,139万円（14.2%増）、投資的経費では8億149万円（32.1%増）、その他の経費は22億8,312万円（2%減）です。

歳入は、町税で3億176万円（3.8%減）、地方交付税で26億1,000万円（4.4%増）、国及び道支出金で6億8,000万円（15.5%増）、繰入金では、財政調整積立基金7,271万円、木質バイオマス削減効果活用基金800万円、ふるさと開発振興基金746万円、森林づくり基金500万円など、基金繰入金全体で9,816万円を計上、町債は5億6,300万円を計上しています。

副町長からの予算概要説明後、委員会での質疑において、「行政改革において歳出運営形態の見直しを指示し、少しずつ実施している。補助額は基本的には当初予算どおりである。除雪費は出来る限り当初予算の計上にしていきたい。」との答弁がありました。

その後、5日間にわたって審査を行い、所管課ごとに担当課長などから推進施策・事業概要、事項別明細書などにより予算概要に取りまとめ、それに基づき説明を受けたところ

でございます。

その内容と質疑応答、そして意見などについて、事項別明細書も参照しながら所管課ごとに報告をいたします。

事業予算概要書 1 ページからの、議会事務局及び監査委員事務局所管の施策では、「情報提供・広聴広報活動の推進」を推進事業とし、監査委員費では例月出納検査や定期監査等の適正実施を予算計上しています。

事業予算概要書 2 ページからの、総務課所管の施策では、「地域情報通信基盤整備事業」「役場庁舎維持管理事業」や「人材育成事業」などの予算が計上されています。

委員会での質疑において、課長などから、「歳入のうち、地方交付税の留保見込み額は約 7,000 万円」、「行政情報を告知する新方式については、スマートフォンアプリ「LINE」とテレビのデータ放送の活用」、また、「機械警備・夜間警備の導入及び電話交換の変更」や、「人事評価制度は、総務省からは能力評価まで給与に関連付けするように求められている。」との説明、答弁がありました。

委員会として、「公共施設個別管理計画の見直しを速やかに行うべきである。」、「職員の人事管理や行革の推進」、「未利用地を中心に土地利用のあり方を検討」、「地域情報通信、基金の計画的な積立て、審議会において適正な財政評価できる人材の登用をすべきである。」と意見に付すものであります。

事業予算概要書 3 ページからの、政策推進課所管では、「2030 年における下川町のありたい姿」の実現に向けて、「SDGs プロジェクトの推進」「住民への普及啓発活動」などのほか、「ふるさと納税促進事業」など 7 項目を推進事業とするものであります。

委員会での質疑において、課長などからは、「ふるさと納税のフォローアップ体制」について、また、「SDGs パートナースHIPセンターの事業内容は、住民活動、新たな価値創造、地域課題解決、住民普及活動である。」との答弁、説明がありました。

当委員会として、「総合戦略の策定が 1 年遅れているので、新型コロナウイルスへの対策などを踏まえ、速やかに策定すべきである。」、「SDGs 関連予算で、随意契約により町外事業者への多額の支出が予定されている。地域に人材がいない現状があるものの、外部に頼り過ぎである。町内、庁舎内にノウハウが蓄積されるよう配慮すべきであるとともに、民間企業への発注には細心の注意の下に手続きを行うべきである。」との意見を付すものであります。

予算概要書 5 ページからの、税務住民課所管では、「危機管理体制の充実」「多様な公共交通の維持確保」や「交通安全・防犯対策の充実」、さらに「ごみ処理・再資源化の推進」などを推進施策として予算計上しています。

委員会での質疑において、課長などからは、「防災担当マネージャーの配置」、公区活動支援事業では「公区長の身分変更」、「固定資産課税台帳のデータベース化」のほか、「サンプルダム供用開始後のハザードマップの更新においては、市街地の計画浸水水位を公共施設の壁に表示するなど、総合計画審議会でも意見が出ており、公区総会等でお知らせを予定している。」、「バスの利便性の向上については、名寄線代替バス協議会に伝えたい。」と説明、答弁がありました。

当委員会として、「身分が変更となる公区長への委託根拠について明確にすべきである。また、防災関連では、感染症予防を目的とした備蓄の充実と、防災担当は庁舎の総括的な

部局に設置し、防災マネージャーを有効活用すべきである。」との意見を付すものであります。

事業予算概要書 9 ページからの、保健福祉課所管では、「地域福祉の充実」や「介護予防の円滑な取り組み」「子供・子育て支援」など 10 項目を推進施策として予算計上しているものです。

推進事業のうち、「新年度は、高齢者通院助成事業、保健推進委員活動を廃止し、ハピネス事業に介護予防事業のメニューを増やす。」との説明がありました。また、「令和 2 年度事業として、健診受診を拡充し、サロン事業をあけぼの園にて実施、保健指導とスポーツ指導について教育委員会と協議中である。」「認定子ども園の保育士が産休になる関係で託児サービスに支障が出る可能性がある。」といった課題が示されました。

委員会での質疑において、課長などから、「現在兼任しているケアマネージャーの独立については、あけぼの園と協議中である。」「社会福祉運動会は、参加者の安全確保対策として時間短縮などを検討したい。」などの答弁、説明がありました。

事業予算概要書 11 ページからの、山びこ学園の所管では、「山びこ学園運営事業及び施設改修事業」「障がい者グループホーム運営事業」を推進事業として予算計上したものです。

委員会での質疑において、園長などからは、平均年齢や障害程度区分などの利用者の状況、職員確保や働く環境についての課題が示されました。また、「入所定員については、将来的には定員削減を検討したい。」との答弁がありました。

事業予算概要書 14 ページからの、あけぼの園所管では、あけぼの園、デイサービスセンター、生活支援ハウスにおける四つの推進事業を立案予算化したものであります。

委員会質疑では、園長などからは、現在の利用者及び待機者の状況や、職員確保についての課題とともに、高校生との交流について下川商業高校と打合せ済みであること、職員の補充や資格取得の状況、そして運営形態改善指示を受けた取組について答弁、説明がありました。

事業予算概要書 17 ページからの、農業委員会及び農務課の所管では、「総合的な農業施策」「生産・流通体制の整備」「農業経営の安定化」そして「担い手の確保・育成」などの推進施策を立案し予算計上しているものです。

委員会での質疑において、課長などからは、スマート農業の推進のため施設園芸ハウスに環境制御装置として環境モニター、自動巻き上げ機の導入への補助を行う高度化事業等について、また、新規就農の状況及び補助メニュー、環境制御モニタースマート研究会の方向性、農産加工研究所の状況（とまとジュースの生産量や販売状況）について答弁、説明がありました。

委員会からは、「研修費として、講師、コンサルなどの予算確保など充実を図るべきである。また、新規就農者の募集に当たっては、就農予定者に提供する情報について再検討すべきであるとともに、新規就農者の確保と住宅の適正な活用を図るべきである。」と意見を付すものであります。

事業予算概要書 21 ページからの、森林商工振興課所管では、「循環型林業経営の推進」や「森林バイオマスエネルギーの推進」「産業振興」のほか、「一の橋バイオビレッジ」など 9 項目を推進施策としています。

推進事業として、森林バイオマス地域熱供給システム面的拡大事業や、中小企業振興事業、地域内経済循環システム事業などが示されました。

委員会審議では、課長などからは、「五味温泉は屋根の修繕工事を計画しているが、浴室の天井やトイレの状況について早急に調査をし、速やかに対応したい。」との説明、答弁がありました。

また、委員などからは、「特用林産物栽培研究所事業の民間委託計画については、令和4年度の完全移行を目指した作業委託とのことであるが、性急な提案は会計年度任用職員制度の導入がきっかけではないのか。しいたけ栽培を開始してから順調に成果を上げてきた体制を変更させるのであれば、十分に時間をかけて準備期間を設定すべきである。」との意見がありました。

当委員会として、「地域産業活性化支援事業では、現在、任意団体が運営主体であるが、職員を2名派遣する必要があるか。また、団体を法人化するか事業そのものを役場直轄で運営し、事業の透明性を確保すべきである。」「林業・林産業の人材確保のために、下川町の林業事業者が人材を採用して北の森づくり専門学院に派遣するなど、北の森づくり専門学院を下川町の林業への就職と結び付ける施策を積極的に検討すべきである。」との意見を付すものであります。

事業予算概要書 26 ページからの、建設水道課所管では、「快適な住環境の確保」「安全で快適な道路交通の確保」など4項目を推進施策としています。

委員会審議では、課長などから、「ふるさと通り線の街路樹について、古くなった街路樹が倒壊した後は補植しない。また、植樹柵については舗装化していく。」「錦町トイレについては、町内に24時間対応可能な公衆トイレがほかに無いため、当面の間存続させる。」との説明、答弁がありました。

委員会からは、「錦町トイレについては、利用者の利便性を向上させるべきである。」との意見を付すものであります。

事業予算概要書 29 ページからの、教育課所管では、「小中学校教育の充実」や「下川商業高等学校への支援」など6項目を推進施策とし、それぞれの施策について立案予算化しているものであります。

課長などから、「札天山資料館の開館期間変更に伴う委託料の減額」や、「特別支援教育を支える人材が会計年度任用職員へ移行する方針」、「教育課所管の非常勤職員については、雇用主の理由により休業補償が支給されないが、今回の臨時休校の件も含め、様々な想定を検討していきたい。」などの説明、答弁がありました。

委員会からは、「総合グラウンドの利活用について検討を進めるべきである。」、また、「小中連携から将来を見据えた小中一貫を模索すべきではないか。」との意見を付すものであります。

このように各所管課からの説明及び質疑を終えた後、理事者への一括質疑として、「新型コロナウイルスへの総合的な対策」「特用林産物栽培研究所の運営事業」「医療福祉施設の運営形態」等について、質疑を行いました。

それぞれ理事者側からは、新型コロナウイルスへの総合的な対策として、様々な段階に応じて保健所や国、道の関係機関と情報共有を図り対応する。地域の経済対策については、町内の状況についてヒアリングを実施している。国の支援制度を活用してもらうほか、町

独自の支援制度を周知したい。町全体で雇用の確保に努め、対策費として補正予算を計上する場合もある。

特用林産物栽培研究所の運営事業においては、第5期総合計画の議論の中でも、民間委託など、運営体制の見直しについて検討を進めてきた。委託先として想定するNPO法人は、一の橋地区で持続可能な集落形成に努めるという設立目的を有しており、バイオビレッジ構想の考え方と合致するため、効率的な事業運営が可能と判断している。また、民間委託で想定していた成果が得られない場合は、現行の運営体制に戻すことも考えている。

医療福祉施設の運営形態については、町立病院、あけぼの園、山びこ学園の経営状況について、それぞれの課題を把握し、経営改善に向けて体制の見直しを行いたい。あけぼの園は収支改善の成果が表れているとの説明がありました。

理事者との総括質疑を踏まえ、当委員会として、既にそれぞれの担当課所管の予算において指摘しました意見のほか、以下を強く付すものであります。

1 点目、特用林産物栽培研究所の運営において、新年度からの作業委託を計画しているが、以下の点について、町長の責任において、町民の不安や疑念を取り除き、町民の理解を得られるように取り組むべきである。

一つ、現在、新型コロナウイルスへの対策に官民挙げて取り組んでいる中、町内でも様々な集会が中止や延期といった対応を取る状況において、体制変更に伴う協議や説明会など、濃厚接触による感染リスクが高い場をあえて設けることについて十分注意すべきである。万が一、町内に感染者が発生した場合には、ただちに作業委託の移行措置を延期し、収束までの期間は現行体制を継続すべきである。

次に、新年度からの作業委託を円滑に行い、生産販売活動に停滞を生じさせないためにも、4月までの限られた期間で、委託先と町との間において、業務契約の締結による委託業務と役割分担の明確化、年間及び毎月の生産計画作成のほか、毎月の報告事項について合意を確認すべきである。

委託先となる事業者も同様に、この期間中に作業継続に十分な労働力の確保、業務分掌・職務分掌規程、権限規程、作業員名簿、勤務シフト等の作成や労働条件を整備し、作業員全員との労働契約書の締結、給与支給規程や旅費規程の作成、各種社会保険の加入手続きなどの準備を進め、体制変更による作業員の不安を取り除き、働きやすい職場環境の整備を遅滞なく行うべきである。

さらに、一の橋地区における生産活動については、これまでの経緯もあり、地域住民が期待していることを踏まえ、失敗が許されないということを十分に認識すべきである。

新しい運営体制になることについて、事業計画とともに地域住民への十分な説明を果たすとともに、毎月の生産量及び販売額や、計画どおりの事業運営ができてきているかの情報公開及び議会への報告を行うべきである。また、当初予定どおりの成果が得られない場合は、町としても問題解決に向けて速やかに対策を講じるべきである。

2 点目、町が直営で運営してきた生産施設の運営形態の変更については、十分な根拠を示し、他の施設の運営見直しにおいても移行準備を計画的に進めるべきである。また、生産施設において導入される会計年度任用職員制度では、パートタイム職員に期末手当が支給されないが、担い手確保のためにも、労働者の勤労意欲への影響が生じないようにすべきである。

これらを付帯意見として、当委員会として原案どおり可決すべきものと決しましたので、議員各位の御協賛をお願い申し上げ、審議の経過と結果についての報告といたします。

○議長（近藤八郎君） ただいま、予算審査特別委員長から報告がありましたが、これから質疑を行います。
質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤八郎君） 質疑なしと認めます。
これから討論に入ります。
まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（近藤八郎君） ないようですので、次に原案に賛成者の発言を許します。
1番 斉藤議員。

○1番（斉藤好信君） 私は賛成の立場から意見を述べるものであります。

特用林産物栽培研究所については、一の橋バイオビレッジ構想の地域支援活用型産業の創造、エネルギー自給・自律コミュニティの創造の一つとして、平成26年4月に開設、現在6年目を迎えています。

近年3年間は、安定した収支、雇用体制を維持しており、経営状態も良好と判断できる。

そのような中、施設の持続可能な運営のためには、柔軟な雇用体制の構築と作業の効率が必要ことから、施設貸付けなど民間活力の導入を検討すべきと考えられ、その前段として令和2年度から、菌床製造、しいたけの収穫、パック詰め、配達といった一部の作業を委託するものである。委託先については、一の橋地域で活動しているNPO法人 地域おこし協力隊を候補としており、同法人は一の橋集落の持続的な集落づくりの形成を目的に、平成25年4月に同地域に設立された法人であり、地域の基本単位である集落の総合的な課題解決に向けて、元々集落に存在した助け合い、支え合いの仕組みの再構築と、地域の小さな経済を創造するため、人づくり、仕事づくりに取り組み、持続可能な集落づくりの形成に寄与することを目的としている。

また、菌床しいたけの栽培については、一定の知識、経験が必要と考え、現在の職員をNPO法人に移行していただくことで、今まで築いてきた技術をNPO法人に継承でき、即戦力としてその技術を発揮できると判断できる。

下川特用林産物栽培研究所は、一の橋集落の地場産業の振興と地域活性化を目的として設置されたことから、同法人の事業目的と一致するものであり、今後も連携して事業を推進することで、研究所の設置目的がより一層推進していくものと考えられる。

また、この度の一部作業行程の民間委託が、将来の民間移行のステップになることを期待するものである。

したがって、作業委託を受諾する事業者が安心して取り組むことができるよう、町としても万全の体制でサポートすべきである。

以上、賛成の立場から意見を申し上げます。

○議長（近藤八郎君） ほかに討論ありませんか。

4番 春日議員。

○4番（春日隆司君） 私も賛成の立場から意見を申し上げます。

本予算の中で、いわゆる…しいたけ工場…この民間委託について、必要性を感じ、良とするものでございます。

御案内のとおり、民間活力…いわゆる民間の力をいかすということでございます。民間委託…いわゆるコストの削減、業務の効率化、品質の向上などを目的とするものでございます。町が仕様書を出し、その後一切の業務はNPOが事業を行うということでございます。

そんな中で、一つ、実在するNPOに民間委託としての力が本当にあるのか。業務委託に耐えられる団体であるのか。実態は御案内のとおり代表者一人で切り盛りしている団体でございます。

二つ目として、町から業務が委託されるわけですが、二十名前後の雇用者との間に労使関係を締結し、これまでは役場が労使関係を結び、秩序が保たれてきたと考えます。

そんな中で、新たに労使関係を築き、秩序を保っていくという…二十数名の雇用者との間に…相当に大変なことであると考えられます。

そんな中、御案内のとおり、労働基準法、労働安全衛生法、災害補償法、近年働き方改革による関連法等々、これらを遵守し、もちろん労災保険から社会保険から…事故に遭った対処等、安定契約法などを踏まえ、監督署などへの手続きなど、事務実施に当たっては相当な作業が伴うものでございます。現実的な話として、代表が一人で片手間でできる事業、事務作業ではないと考えます。そして、雇い主として本当にそれらの責任を…事業を受けるに当たって…責任を果たせられるのか。

また、二十数名前後の労務管理、安全衛生管理、事務等々、多大な業務が発生するわけであり、簡単なことではなく、安直な話ではないと思います。

重複になりますが、自ら事業を行うに当たって、NPOが本当に責任を果たし得られるのか。走りながら考えていくということにはならないと思います。

当然、業務委託を想定している以上、今私が申し上げた懸念事項については全てクリアしているということではありますが、本当に大丈夫かと考えるのは私だけでしょうか。

また、事業計画、収支計画、事業体制、これらを全て確立し、明確化し、そして業務委託が行われなければならないと考えます。

これまでせつかくと申しますか…大変な労苦によって築かれてきた一の橋の特用林産栽培研究所が…体制が崩壊してしまうと。これを築き上げるというのは至難の業…大変な事だと思います。混乱を生むことがあってはいけないと思います。

いずれにいたしましても、全てクリアしているということではございますが、重複になりますが…しっかり確認をし、業務委託が行われることを強く求めるものでございます。

また、NPO設立から随分経過しておりまして、構成メンバーもほとんどといっていいほど変わってきております。目的から少し離れてきた実態もあるのではないかと思います。理解されて地域住民の方と一体になるNPOでスタートされたと考えております。

町から従前の管理費を含めたら七百数十万円、また、今回業務委託をすることによって4,600万円ほどの公金が…税金が投入されることとなります。公金の投入、税金の投入という観点から、NPOの実態、運営状況、これらをしっかり公表することを求めるものでございます。

以上、賛成の立場から意見を申し上げさせていただきました。

○議長（近藤八郎君） ほかに討論ありませんか。

（なし）

○議長（近藤八郎君） これで討論を終わります。

これから、議案第14号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（近藤八郎君） 起立多数です。

したがって、議案第14号は、原案のとおり可決されました。

○議長（近藤八郎君） 日程第6 議案第15号「令和2年度下川町下水道事業特別会計予算」、日程第7 議案第16号「令和2年度下川町簡易水道事業特別会計予算」、日程第8 議案第17号「令和2年度下川町介護保険特別会計予算」、日程第9 議案第18号「令和2年度下川町国民健康保険事業特別会計予算」及び日程第10 議案第19号「令和2年度下川町後期高齢者医療特別会計予算」を一括議題といたします。

本案については、予算審査特別委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。

蓑谷春之 予算審査特別委員長。

○予算審査特別委員長（蓑谷春之君） 今定例会において当委員会に付託を受けました、議案第15号 令和2年度下川町下水道事業特別会計予算について、委員会における審査経過と結果について報告します。

今回の予算計上に当たっては、第1条で、歳入、歳出をそれぞれ2億46万円とし、うち一般会計からの繰入金は1億1,049万円です。

第2条では、地方債の起債目的と限度額3,930万円を定め、第3条では、一時借入金の最高限度額を5,000万円と定めるものであります。

事業概要書28ページから、「公共下水道の維持管理と整備の促進」と「合併処理浄化槽の維持管理と設置促進」を推進施策として、公営企業法適用化移行事業、浄化センター汚

泥処理設備等改修事業などを立案、予算計上しています。

審査に当たり、担当課長などから、推進施策・事業概要、事項別明細書により説明を受けました。

審査の結果、当委員会としては、「下水道事業の公営企業会計適用事業において、制度の変更が生じることが想定されるため、円滑な移行を求めるものである。」との意見を付すものであります。

次に、今定例会において当委員会に付託を受けました、議案第16号 令和2年度下川町簡易水道事業特別会計予算について、委員会における審査経過と結果について報告します。

今回の予算計上に当たっては、第1条で、歳入、歳出それぞれ9,092万円とし、うち一般会計繰入金は84万円、基金繰入金は446万円です。

第2条では、地方債の起債目的と限度額400万円を定め、第3条では、一時借入金の最高限度額を500万円と定めるものであります。

事業概要書28ページから、「水道施設の適正な維持管理」「計画的な水道施設の整備」を推進施策として、中成量水器室配水流量計取替工事、公営企業法適用化移行事業などを推進事業として立案し、予算計上しています。

審査に当たり、担当課長などから推進施策・事業概要、事項別明細書により説明を受けました。

審査の結果、当委員会としては、「一の橋地区の水道施設の将来的なあり方について検討を開始すべきである。また、簡易水道事業においても、公営企業会計適用事業において制度の変更が生じることが想定されるため、円滑な移行を求めるものである。」との意見を付すものであります。

次に、今定例会本会議において当委員会に付託を受けました、議案第17号 令和2年度下川町介護保険特別会計予算について、委員会における審査経過と結果について報告します。

今回の予算計上に当たっては、第1条で、介護保険事業勘定の歳入、歳出予算をそれぞれ4億8,433万円、うち一般会計繰入金を9,540万円、基金繰入金は798万円です。

介護サービス事業勘定の歳入、歳出予算は、それぞれ3億2,910万円と定め、うち一般会計繰入金を5,748万円、基金からの繰入金を100万円としています。

第2条では、一時借入金の最高限度額を、介護保険事業勘定3,000万円、介護サービス事業勘定3,000万円と定めるものです。

事業概要書9ページ、15ページから、予算概要では、「介護予防等の円滑な取組」「介護保険の運営」及び「あけぼの園等の充実」を推進施策として、介護予防・日常生活支援総合事業や、あけぼの園、短期入所生活介護事業、通所介護サービス事業などを予算計上したものであります。

審査に当たり、園長などから、推進施策・事業概要、事項別明細書により説明を受けました。

委員会質疑において、「介護予防事業については、サロンの運営が通所型A事業へと変更になる。この点は利用者に告知済みである。」「あけぼの園事業では、現在の入所者及び待機者の状況や、職員配置及び資格取得の状況、世代交流ふれあい広場で実施されてい

た下川商業高校の高校生との交流については何らかの形で継続する旨、高校と協議中である。」との説明、答弁がありました。

審査の結果、当委員会としては、「これまでサロンを利用された方々のニーズへの対応を検討すべきである。」との意見を付すものであります。

次に、今定例会本会議において当委員会に付託を受けました、議案第18号 令和2年度下川町国民健康保険特別会計予算について、委員会における審査経過と結果について報告します。

今回の予算計上に当たっては、第1条で、歳入、歳出予算それぞれ5億87万円、うち一般会計繰入金を4,673万円とし、第2条では、一時借入金の限度額を5,000万円と定めるものであります。

事業概要書9ページから、予算概要では、「医療保険の運営」を推進施策として立案、予算計上したものであります。

審査の結果、「国民健康保険の基金積立金を計画的に積み上げ、国民健康保険会計本来の趣旨に沿ったかたちでの健全な運営を行い、一般会計からの繰入れについては慎重に検討を行うべきである。」との意見を付すものであります。

次に、今定例会において当委員会に付託を受けました、議案第19号 令和2年度下川町後期高齢者医療特別会計予算について、委員会における審査経過と結果について報告します。

今回の予算計上に当たっては、第1条で、歳入、歳出予算それぞれ6,381万円、うち一般会計繰入金を2,506万円としています。歳出には、総務費のほか、後期高齢者医療広域連合納付金などが計上されています。

予算概要書9ページより、予算概要では、「医療保険の運営」を推進施策として立案、予算計上したものです。

審査の結果、当委員会としては、議案第15号、議案第16号、議案第17号、議案第18号、議案第19号については、原案どおり可決すべきものと決したので、議員各位の御協賛をお願いし、報告といたします。

○議長（近藤八郎君） ただいま、予算審査特別委員長から報告がありましたが、これから一括して質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤八郎君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第15号から議案第19号までの議案5件について、討論を省略し、一括して採決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤八郎君） 異議なしと認め、議案第 15 号から議案第 19 号まで 5 件について、一括して採決します。

議案第 15 号から議案第 19 号まで 5 件について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（近藤八郎君） 起立多数です。

したがって、議案第 15 号から議案第 19 号まで 5 件について、原案のとおり可決されました。

○議長（近藤八郎君） 日程第 11 議案第 20 号「令和 2 年度下川町病院事業会計予算」を議題といたします。

本案については、予算審査特別委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。

蓑谷春之 予算審査特別委員長。

○予算審査特別委員長（蓑谷春之君） 今定例会において当委員会に付託を受けました、議案第 20 号 令和 2 年度下川町病院事業会計予算について、委員会における審査経過と結果について報告します。

今回の予算計上に当たっては、第 1 条で病院事業会計の総則、第 2 条で業務の予定量として年間患者数を入院 1 万 950 人、外来 1 万 9,440 人とし、第 3 条で収益的収入 5 億 5,415 万円、支出 5 億 6,302 万円を定め、第 4 条で資本的収入 406 万円、支出 812 万円を定め、第 5 条で一時借入金の限度額 3,000 万円、第 6 条で予定支出の各項の経費の金額の流用を定め、第 7 条で議会の議決を経なければ流用することのできない経費について、第 8 条で一般会計からの補助金 2 億 2,000 万円を定め、第 9 条で棚卸資産購入限度額を 4,712 万円と定めています。

予算概要書 32 ページより、予算概要では、「町立下川病院の充実」を指針施策として立案、計上したものです。

事務長などからは、「出張医の勤務体制の変更及び入院患者の増加を見込むことで経営改善が図られる。」との説明がありました。

審査の結果、「年度当初予算から赤字を計上しないよう予算措置すべきである。また、地域医療の必要性について保健所や国に対しても実情を踏まえた主張をしていくべきである。」と意見を付し、当委員会として、議案第 20 号については、原案どおり可決すべきものと決したので、議員各位の御協賛をお願いし、報告といたします。

○議長（近藤八郎君） ただいま、予算審査特別委員長から報告がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(近藤八郎君) 質疑なしと認めます。
お諮りします。
議案第20号について、討論を省略し、採決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(近藤八郎君) 異議なしと認め、これから議案第20号を採決します。
本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

- 議長(近藤八郎君) 起立多数です。
したがって、議案第20号は、原案のとおり可決されました。
-

- 議長(近藤八郎君) 日程第12 発議第1号「「民族共生の未来を切り開く」決議」を議題といたします。

※添付資料⑪

- 議長(近藤八郎君) 発議第1号は、提出者議員5番 我孫子洋昌 議員から提出があり、お手元に配布しておりますので、決議案の朗読を省略いたします。
お諮りします。
発議第1号について、質疑及び討論を省略し、採決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(近藤八郎君) 異議なしと認め、発議第1号を先決します。
本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

- 議長(近藤八郎君) 起立多数です。
したがって、発議第1号は、原案のとおり可決されました。
-

- 議長(近藤八郎君) 日程第13 「令和2年度下川町議会運営活動方針」の報告を行います。

※添付資料⑫

○議長（近藤八郎君） 運営活動方針は、お手元に配布しておりますので、朗読を省略し、報告といたします。

以上で、運営活動方針の報告を終わります。

○議長（近藤八郎君） 日程第 14 「議員の派遣について」を議題といたします。

お諮りします。

本町の重要懸案事項の要請及び各種研修会等への出席のため、令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までの 1 年間において、道内外の関係機関に議員を派遣することにしたと思います。

これを承認することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤八郎君） 異議なしと認めます。

したがって、令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までの 1 年間、議員の派遣について承認されました。

○議長（近藤八郎君） 日程第 15 「閉会中の継続調査の申し出について」を議題といたします。

議会運営委員会から、「各議会の会期及び議会運営に関する事項等の調査、協議の件について」、議会広聴広報特別委員会から、「議会広報の発行及び調査研究に関する事項の件について」、令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までの間、それぞれ閉会中の継続調査にしたいとの申し出がありますが、これを承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤八郎君） 異議なしと認めます。

したがって、申し出のとおり、継続調査とすることに決定いたしました。

○議長（近藤八郎君） 以上をもちまして、本会議に付議されました案件の審議は、全て終了いたしました。

これをもって、令和 2 年第 1 回下川町議会定例会を閉会といたします。

午後 4 時 13 分 閉会

○議長（近藤八郎君） ここで、申し出により、町長から挨拶があります。

○町長（谷 一之君） 本定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げたいと存じます。

議員各位には、時節柄御多用のところ、本定例会に御出席を賜り、10日の開会から本日までの会期中で提案させていただきました議案におきまして精力的に審査いただきましたところ、全ての議案をお認めいただき、心より感謝とお礼を申し上げる次第でございます。

それぞれの議案における審査や委員長報告にて寄せられました御意見や御提言、さらに一般質問にて御示唆いただいた課題や問題提起、御提言などをしっかりと受け止め、来る新年度におきまして、誠実かつ丁寧に各事務事業の執行に当たってまいる所存でございます。

また、今定例会でも御報告申し上げましたが、今般の新型コロナウイルスに係る感染予防につきましては、町行政として町民から感染者が一人として発生しないよう、最大限の対応と対策を執ってまいる所存でございます。

さらに、これらの社会情勢の中、町内の経済活動の停滞が大変危惧されるところでございまして、関係する経済団体とそれぞれ構成する事業者の状況や情報を共有し、しっかりと協議を重ねながら積極的に取り組んでまいる所存でございますので、引き続き御指導いただくとともに、御支援を賜れば幸いです。

結びになりますが、今後とも公私ともに変わらぬ御指導と御示唆を賜りますようお願い申し上げます、閉会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。誠にありがとうございます。

○議長（近藤八郎君） 私からも一言お礼を申し上げたいと思います。

今般は会期を一日余して…繰り上げて閉会することになりましたけども、事情については今般のコロナ対策の関係でございまして、そういう面につきましては議員各位、並びに理事者各位の御協力を頂きまして閉会することになりました。大変ありがとうございました。

○事務局長（古屋宏彦君） 3月31日をもって定年退職されます、桜木課長から申し出があり、この場におきまして退職に当たり御挨拶を頂きます。

桜木課長、自席にてお願いいたします。

○政策推進課長（桜木 誠君） この度、このような機会を設けていただきました近藤議長はじめ議員各位に、心から感謝を申し上げます。また、私ごとではございますが、退職に当たっての挨拶をさせていただくことを是非お許しいただきたいと思います。

既に御承知の方もいらっしゃると思いますが、私は昭和54年1月1日付けで下川消防署の消防士ということで採用されております。その後、下川町職員として働かせていただいておりますが、公務員の宿命と申しますか…人事異動によりまして、昭和60年7月1日…正に自分の誕生日でありましたが、建設課の方に異動となっております。

その後は、水道課や企画課、税務住民課、教育課、保健福祉課のほか、山びこ学園やあけぼの園、福祉施設の方にも勤務させていただき、平成30年12月1日、現在の政策推進課に異動となり、まもなく定年を迎えさせていただくところであります。

これまでの経験の中で、特に感じておりますのは、福祉施設…山びこ学園やあけぼの園

で経験させていただいた…人との接し方、これは自分の人生でとても参考になったところ
でございます。

今振り返ってみますと、どちらかといえば消防や建設水道という現場が大変多くござい
まして、自分としても現場が向いているのかなというふうには…今振り返って感じている
ところでございます。

また、近年は、自分に与えられた使命や職責…なかなか全うできなかったことを強く実
感しております、大変申し訳なく思っているところではありますが、この度、40 年以上
にわたり勤務し、定年を迎えられますのも、町長をはじめ副町長、これまでの職場の上司、
先輩、同僚、議員各位など、多くの皆さんの御指導と御理解、御協力によるものと深く感
謝を申し上げるものでございます。

退職後でございますが、もしかなのであれば、役場で再任用というかたちで是非使っ
ていただければと思っておりますが、再任用とは別としまして、これまで以上に公区や地
域の様々な活動…こういうところにも関わっていききたいなというふうに考えております
ので、より一層皆さんの御指導と御鞭撻を賜りますよう、よろしくお願ひしたいと思ひます。

最後に、議場の皆さんにちょっとお願ひがあります。自分は以前から、行政サービス…
これをより良いものとするためには、その重要な要素として職員が伸び伸びと働ける環境
が必要でないかというふうには思っております。

ここに町長、副町長、教育長、各所属長、町の執行機関の代表者の皆さん、議員の皆
さん、町を司る主要な皆さんがここに集まっておられます。今後もより一層、皆さんが一体
となって、今まで以上に職員の働きやすい環境が確保されるように、是非よろしくお願ひ
申し上げます。

大変長々と失礼な事を申し上げましたが、今ここにいて一つ思う事があります。実は自
分の同僚…男性職員なんです…4 名ほどいました。ただ、今思い返しますと…私だけ
です。志半ばで職場を去った仲間、後は病に倒れた仲間などいろいろおりましたが、一緒
に定年を迎えられないことがとても残念でなりません。振り返りますと、心身ともに健康
であることがとても大切だと…しみじみと今感じております。

最後になりますが、今後皆さんが心身ともに健康で、ますます御活躍されることを御祈
念申し上げます、退職を迎えるに当たっての挨拶とさせていただきます。長々と大変失
礼な事を申し上げたかもしれませんが、どうぞ御容赦いただきたいと思ひます。

この度はこのような機会を頂き、大変ありがとうございました。大変長い間お世話にな
りました。ありがとうございます。

(拍 手)

○議長（近藤八郎君） 以上で散会とします。